

●香川県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成27年3月10日

香川県監査委員 林 熊
同 大西 均
同 山田 正芳
同 十河 直

- 1 監査対象部局 病院局
2 監査対象年度 平成25年度
3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 未収金について、督促状の発行が著しく遅れており、催告状も発行されていないものがあった。また、平成25年度未収金整理票が作成されていなかった。（白鳥病院）</p> <p>(イ) 県主催の公開講座の参加負担金について、企業出納員又は現金取扱員でない職員が現金で収納し、その職員名義の現金領収書を交付していた。また、交付した現金領収書の控えを保管していなかつた。（県立病院課）</p> <p>(ウ) 現金の収納に関する事務をつかさどる職員を現金取扱員に命じていなかつた。（県立病院課）</p> <p>(エ) 収入処理した補助金のうち、医業外未収金に計上すべきところを、医業未収金に計上しているものがあった。（県立病院課）</p> <p>(オ) 現金受払簿の取扱者押印欄に、企業出納員又は現金取扱員でない者の押印があった。（がん検診センター）</p> <p>イ 手当の支給について</p> <p>(ア) 休暇により通勤していない者に、誤って通勤手当が支給されて</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 滞納者に対しては、平成26年8月25日付けで督促状を送付した。また、併せて平成25年度未収金整理票を作成した。なお、催告状については、今後、適切な時期に随時送付していくことを徹底する。</p> <p>(イ) 公開講座の参加負担金を収納する職員を、平成26年7月1日付けで現金取扱員に任命した。また、今後は、当該現金取扱員名義の現金領収書を交付し、交付した現金領収書の控えを保管することとした。</p> <p>(ウ) 現金の収納に関する事務をつかさどる職員を、平成26年7月1日付けで現金取扱員に任命した。</p> <p>(エ) 誤って医業未収金に計上した補助金については、平成26年6月30日付けで医業外未収金への修正処理を行つた。</p> <p>(オ) 今後、現金受払簿の取扱者押印欄には、企業出納員又は現金取扱員が押印することを徹底する。</p> <p>イ 手当の支給について</p> <p>(ア) 誤って支給した通勤手当については、平成26年7月分の給与か</p>

	<p>いるものがあった。 (中央病院)</p> <p>(イ) 嘴託職員の報酬について、減額して支給した金額に誤りがあつたので、正当額との差額を追給する必要がある。 (中央病院)</p> <p>ウ 契約事務について</p> <p>(ア) 院内設備の賃貸借契約について、購入見込価格が250万円以上であるにもかかわらず、病院局特殊物品購入等審査会に諮ることなく、契約手続を行っているものがあった。 (丸亀病院)</p> <p>エ 物品、財産について</p> <p>(ア) 過去に他施設から引き継いだ固定資産について、減価償却の処理がされていないものがあった。 (白鳥病院)</p> <p>(イ) 耐用年数を経過した帳簿価格50万円未満の固定資産の廃棄について、病院長による決定を受けていなかつた。 (中央病院)</p> <p>(ウ) 固定資産台帳について、改良工事によって取得した固定資産の額が加算されていないものがあつた。 (中央病院)</p> <p>(エ) 平成25年度に取得した駐車場等(舗装)について、その他有形固定資産に計上すべきところを、建物に計上していた。 (中央病院)</p> <p>(オ) 物品購入伺について、決裁年月日、単価、購入理由等が記入されていないものがあつた。 (がん検診センター)</p>	<p>ら返納する手続を行つた。また、今後は誤りがないよう十分確認することを徹底する。</p> <p>(イ) 金額に誤りがあった嘴託職員の報酬については、平成26年7月31日に差額の追給を行つた。また、今後は誤りがないよう十分確認することを徹底する。</p> <p>ウ 契約事務について</p> <p>(ア) 購入見込価格が250万円以上である病院局特殊物品購入等審査事務取扱要綱第2条に規定する特殊物品については、今後、病院局特殊物品購入等審査会での審査を経た上で契約手続を行うことを徹底する。</p> <p>エ 物品、財産について</p> <p>(ア) 過去に他施設から引き継いだ固定資産に係る減価償却の未処理額については、平成26年9月30日付けで過年度損益修正損として費用計上した。</p> <p>(イ) 今後は、耐用年数を経過して廃棄する固定資産全てについて、除却処理時の決裁により病院長の決定を受けることを徹底する。</p> <p>(ウ) 固定資産システムの不具合が原因で発生した誤りであったことから、固定資産台帳との突合等を行つて加算額を確認した上で、修正処理を行つた。</p> <p>(エ) 誤って建物に計上していた駐車場等(舗装)については、平成26年10月31日付けでその他有形固定資産への修正処理を行つた。</p> <p>(オ) 今後、物品購入伺には、決裁年月日、単価、購入理由等を記入することを徹底する。</p>
検討指示事項	(ア) 物品購入その他経費支出伺の	(ア) 物品購入その他経費支出伺の

	<p>様式について、見直しを検討する必要がある。 (丸亀病院)</p> <p>(イ) 各病院で使用する支出関係書類の様式について、統一的な取扱いを検討する必要がある。 (県立病院課)</p>	<p>様式については、病院局として支出関係書類の様式に係る統一的な取扱いを検討する中で見直しを行った。</p> <p>(イ) 各病院で使用する支出関係書類の様式に係る統一的な取扱いを検討した結果、平成27年度から病院局として統一した様式を各病院で使用することとした。</p>
--	---	---